

特許権	判決年月日	令和4年10月31日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和3年(行ケ)第10085号		
<p>○ 本件審決が認定した主引用発明の認定、主引用発明と本件特許に係る発明（本件発明）との一致点及び相違点の認定に誤りはないが、本件発明の容易想到性の判断に誤りがあるとされた事例。</p> <p>○ 本件発明はサポート要件を満たさない旨の審決の判断に誤りがあるとされた事例。</p>				

(事件類型) 審決取消(特許)請求事件 (結論) 請求認容

(関連条文) 特許法29条2項、36条6項1号

(関連する権利番号等) 無効2020-800013号、特許第4466883号

判決要旨

第1 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告は、平成12年4月10日にした特許出願(特願2000-108636号)の一部を分割して、平成19年10月31日、発明の名称を「印刷された再帰反射シート」とする発明について新たな出願(特願2007-283059号。以下「本件出願」という。)をし、平成22年3月5日、特許権の設定登録(特許第4466883号。請求項の数4。以下、この特許を「本件特許」という。)を受けた。

(2) 被告は、令和2年2月13日、本件特許について無効とすることを求める特許無効審判(無効2020-800013号事件)を請求した。

原告は、令和3年2月5日付けで、一群の請求項である請求項1ないし4について請求項1及び2を訂正するとともに請求項3及び4を削除し、本件出願の願書に添付した明細書(以下、図面を含めて「本件明細書」という。)の【0016】の記載を訂正(以下、これらを合わせて「本件訂正」という。)する訂正請求をした。

特許庁は、令和3年6月16日、本件訂正を認めた上で、「特許第4466883号の請求項1、2に記載された発明についての特許を無効とする」旨の審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、同月24日、原告に送達された。

(3) 原告は、令和3年7月21日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の要旨

(1) 本件特許に係る請求項1に係る発明(本件発明1)及び請求項2に係る発明(本件発明2)は、本件出願前に日本国内又は外国において頒布された刊

行物である英国特許出願公開第2171335号明細書（甲1文献）に記載された発明（甲1発明）及び特開平11-305018号公報（甲3）に記載された技術並びに周知技術に基づいて、当業者が容易に発明することができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない。

- (2) 本件発明1及び本件発明2は、本件出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物である西独国特許出願第2118822号明細書（甲2文献）に記載された発明（甲2発明A、甲2発明B）及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明することができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない。
- (3) 本件発明は、発明の詳細な説明に記載されたものであるということとはできないから、本件特許の特許請求の範囲の記載は、特許法36条6項1号に規定する要件を満たさない。

第2 判断の要旨

本件の争点は多岐にわたるため、①甲1発明を主引用例とする本件発明1の容易想到性の判断の誤り、②サポート要件違反の判断の誤りに関しての判断の要旨を記載する。

1 甲1発明を主引用例とする本件発明1の容易想到性の判断の誤り

- (1) 本件発明は、三角錐型キューブコーナー再帰反射シートや蒸着型三角錐型キューブコーナー再帰反射シート等で色相を改善するために印刷層を設けた場合における耐候性や耐水性に劣るという従来技術の問題点を解決するために、①反射素子層にポリカーボネート樹脂を用い、表面保護層に（メタ）アクリル樹脂を用い、②保持体層と表面保護層の間に印刷層が保持体層と表面保護層に接して設置されており、③この印刷層と印刷領域が独立した領域をなして繰り返しのパターンで設置されており、連続層を形成せず、独立印刷領域の面積が $0.15\text{ m}^2 \sim 30\text{ m}^2$ であり、④この印刷層は、白色の無機顔料として酸化チタンを含有する、再帰反射シートとすることに技術的意義があり、本件明細書で開示されている実施例と比較例の構成の相違とその試験結果（【0079】）も踏まえると、②と③は、課題解決のための不可欠の構成であるといえる。

そうすると、②と③に関する相違点1-1と1-4のそれぞれについて容易想到性を検討するのではなく、一体の構成として検討されるべきである

- (2)ア 甲1発明の構成は、「プラスチック製の裏材10」と、「プラスチック裏材10の片面に再帰反射材料の第1の層12」、第1の層12の上に「再帰反射材料の第2の層14」、しっかりと固定された部分的に第2の層14に埋め込まれたガラス微小球16、カバー層18からなり、カバー層1

8の一部は白色に着色され、白色の着色は、カバー層18の片面又は両面に印刷されており、このカバー層18は、材料片の端部に隣接する部分を除いて組立体に取り付けられていない、すなわち、カバー層18とガラス微小球16の間に空隙が生じている。この印刷層とガラス微小球16の間の空隙は、空隙の空気とガラス微小球との界面で光を屈折させることにより再帰反射の光路を形成するもの（被告準備書面(3)3頁。本件審決も同旨）である。こうした再帰反射シートにおいては、再帰反射材料である第1の層、第2の層とその上に取り付けられた微小球、白色に一部が印刷されたカバー層が1つの技術的思想として、甲1発明の目的である、夜間に自動車のヘッドライトからの入射光を反射し、日光の下では白く見える再帰反射材となるものと理解することができる。

このように、甲1発明は、カバー層18及びその片面又は両面に複数の点で均一なパターンで白色に着色された印刷層と、微小球16の間には空隙があり、カバー層18は材料片の端部に隣接する部分を除いて組立体に取り付けられていない構成であって、空隙部は再帰反射の光路を形成するために設けられたものであるから、甲1発明に接した当業者は、印刷部と第2の層14の間の空隙部に水等が侵入することで印刷層にふくれ等が生じ再帰反射性が低下することによる課題を認識することができず、こうした課題を前提として甲3記載技術（「光の入射方向(10)から順に、表面保護層(4)、観測者に情報を伝達したりシートの着色のための印刷層(5)、反射素子層の裏面に水分が侵入するのを防止するための密入密封構造を達成するための結合材層(6)、反射素子層(1)と結合材層(6)に囲まれて、反射素子の界面での再帰反射を保証するための空気層(3)、結合材層(6)を支持する支持体層(7)、該再帰反射シートを他の構造体に貼付するために用いる接着剤層(8)と剥離材層(9)を設けてなる、三角錐型キューブコーナー再帰反射シート」）を適用する動機付けはない。

イ また、再帰反射材において再帰反射効率を高めることは周知の課題であり、キューブコーナー型再帰反射素子がマイクロ硝子球を用いたものよりも再帰反射効率が高いことが知られていたとしても、甲1発明におけるカバー層18とカバー層18の片面又は両面に複数の均一なパターンで白色に着色された印刷層は、ガラス微小球を用いた構成を前提として、夜間の再帰反射性を一定限度以上に不明瞭にしたり減衰させることなく、日光の下では白色に見えるように十分な白色を存在するように構成されたもの（1頁115～123行）であるから、こうしたカバー層18と白色に着色された印刷層の構成をそのままとした上で、これと裏材10の間に存在する層構成のみを取り出し、甲3記載技術の三角錐型キューブコーナー再

帰反射材、空気層及び結合材層からなる層構成に置き換える動機付けはない。

ウ 仮に、甲 1 発明の構成のうち「空隙部、ガラス微小球、第 2 の層 1 4、第 1 の層 1 2」を、甲 3 記載技術の構成のうち「結合材層(6)、空気層(3)、三角錐型反射素子層(1)、保持体層(2)」の構成を適用する動機付けがあるとしても、カバー層 1 8 が保持体層に接して構成することが可能な部材であるかにつき、それが可能であることを認めるに足りる証拠はない。

- (3) 以上のとおり、甲 1 発明に甲 3 記載技術を適用する動機付けはなく、仮に動機付けがあるとしても、「保持体層と表面保護層の間に印刷層が保持体層と表面保護層に接して設置され」た構成（相違点 1 - 1）には想到しない。

そうすると、当業者が、保持体層と表面保護層の間に印刷層が設置されることで生じる印刷層のフクレ等の課題を認識して独立した印刷領域の面積割合について検討する動機付けはないから、相違点 1 - 4 の構成にも想到し得ない。

2 サポート要件違反の判断の誤り

- (1) 本件明細書の記載を総合すると、本件発明は、三角錐型キューブコーナー再帰反射シートや蒸着型三角錐型キューブコーナー再帰反射シート等で色相を改善するために印刷層を設けた場合における耐候性や耐水性に劣るという従来技術における欠点を非常に簡単で安価な方法で解決し、色相の改善された再帰反射シートを提供するものであると認められる。
- (2) 本件明細書の発明の詳細な説明からすると、本件発明は、発明の詳細な説明に記載された発明であるといえる。

また、本件明細書の実施例 1 ないし 3 は、図 1 で示される積層構造も踏まえると、「反射素子と保持体層からなる反射素子層」と、「反射素子層の上層に設置された表面保護層から」なり、保持体層と表面保護層の間に印刷層が設置されており、また、図 4 は（図 6 と異なり）千鳥状に印刷領域が配置されているから、「印刷領域が独立した領域をなして繰り返しのパターンで設置されて」、「連続層は形成」しないものであり、独立印刷領域の面積が実施例 1、2 は 1 m^2 、実施例 3 は 0.25 m^2 であり、印刷層は、酸化チタン等の顔料で印刷（【0061】）された、厚さ $2 \mu\text{m}$ の再帰反射シートであるところ、これらは再帰反射性及び耐候性試験後の外観に異常はなかったのに対し、比較例（独立した印刷領域を設けない図 6 の模様）では印刷部のフクレが生じたことが開示されている。

本件明細書の各段落の記載と上記比較実験の結果を踏まえると、本件明細書の発明の詳細な説明には、本件発明の発明特定事項を備える再帰反射シートは、本件発明の課題を解決することができるものと認識できる範囲のもの

であるといえる。

- (3) 本件審決は、本件発明の「特許請求の範囲」には、「保持体層」、「表面保護層」及び「印刷層」の積層構造について、「保持体層と表面保護層との間に印刷層が保持体層と表面保護層に接して設置されており」とのみ記載され、「保持体層」と「表面保護層」とが接しているか否かを特定する記載はないことを理由として、本件発明は、「保持体層」と「表面保護層」が密着性が保たれている幅で接着している構成を欠くものが含まれている旨判断する。

しかし、本件発明は、道路標識、工事標識等の標識類、自動車やオートバイ等の車両のナンバープレート等に使用される再帰反射シートに関するものであり（【0002】）、屋外での使用が当然想定されているといえ、また、再帰反射シートにおいて一定の耐候性が要求されること自体は技術常識であるといえる。そして、本件明細書では、従来技術の再帰反射シートは、色相を改善するために再帰反射シートの一部に連続した印刷層を設ける試みもされているが、印刷層は、表面保護層と密着性がやや劣り、耐候性試験においてフクレが生じたり、吸水しやすいという欠点があった（【0008】、【0009】、【0012】）と記載されている。このような事情に照らせば、本件発明の「特許請求の範囲」につき、保持体層と表面保護層とが接しているか否かを特定する記載がないから、保持体層と表面保護層が密着性が保たれている幅で接着している構成を欠くものと解するのは不当であり、むしろ、密着性があることは当然の前提とされているものと解すべきである（「表面保護層」及び「保持体層」との用語自体及びその性質に照らしても、この両者を敢えて密着性が保たれない幅で接着することは想定し難い。）。